

副 議 長 日程第3「議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙  
のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され  
たことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく  
お願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例につきまして御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定  
める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであ  
ります。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。議案を2枚おめく  
りいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。最初に、右が  
現行、左が改正案です。改正案のほうを御覧ください。第1章、総則、第2  
条、略、2、略、(1)略、(2)消防作業従事者、救急業務協力者もしくは  
水防従事者または応急処置従事者、以下の消防作業従事者等の補償基礎額を現  
行の8,900円より9,100円へ改正するものです。

下部の別表、第5条関係の補償基礎額表を御覧ください。消防団員の補償基  
礎額を次のように改めるものであります。団長及び副団長の10年未満を1万  
2,440円から1万2,500円へ、以下、別表に記載してありますので、内容は省略  
させていただきます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧くだ  
さい。附則です。施行期日。この条例は令和6年4月1日から施行する。経過  
措置、2、この条例による改正後の松田町消防団員等公務災害補償条例第5条  
第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた

松田町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害賠償、以下「損害賠償」という。並びに、同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4、第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金、以下「傷病補償年金等」という。について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害賠償、損害補償年金等を除く、及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるになります。

以上になります。なお、参考資料2は、前日全協で御説明しました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はなしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。